明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令（**財務・国土交通**二）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**一八一）　二
○戸籍が滅失した件（**法務**二三一）　二
○難民認定証明書が効力を失った件（**同**二三二）　二
○感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六四八）　三
○少数生産車の型式を承認した件（**経済産業・国土交通・環境**一五～二三）　三
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（**国土交通**五三九）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**五四〇～五四二）　三
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**八六～九二、九七、九八）　四
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**九三～九六）　五
○道路に関する件（**近畿地方整備局**八九）　六
○道路に関する件（**九州地方整備局**一二三）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の代表者名等を変更した件（**北海道開発局**七九）　七
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**三四）　七

〔国会事項〕
国家試験　七

〔人事異動〕
財務省　栃木県　埼玉県　東京都　神奈川県　三重県　兵庫県　広島県　愛媛県　大阪市　七

〔官庁報告〕
平成二十六年度浄化槽管理士試験の実施について（環境省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生労働省共済組合定款の一部変更、企業年金基金変更関係　二九
会社その他　三〇

省　令

○財務省・国土交通省令第二号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行に伴い、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十二日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十七条第一号」を「第五十条第一号」に改め、同条第二号中「第十七条第二号及び第三号」を「第五十条第二号及び第三号」に改め、同条第三号中「第十七条第四号」を「第五十条第四号」に改める。

第九条第一項第一号中「第十七条第一号」を「第五十条第一号」に改め、同項第二号中「第十七条第二号及び第三号」を「第五十条第二号及び第三号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第十三条中「第二十条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

第十四条中「第二十一条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

附則第二条から第四条までを削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。